本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年９月等に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオカヤドカリ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるイボイモリ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているスグカワニナ及びウロコケマイマイ、絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているフナ属の１種、タウナギ、アカボウズハゼ、ハヤセボウズハゼ及びアオバラヨシノボリ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているニホンウナギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオイシカグマ、ヤエヤマネコノチチ及びカクチョウラン、準絶滅危惧として掲載されているマツバランその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、オカヤドカリ及びウロコケマイマイについては、一部の生息地が改変されることから、移設の保全措置を講ずることとしている。イボイモリ、スグカワニナ、フナ属の１種、タウナギ、アカボウズハゼ、ハヤセボウズハゼ及びアオバラヨシノボリについては、トンネル掘削工事により沢かれが起こる可能性があることから、必要に応じて止水対策を実施することとしている。ニホンウナギについては、工事により生息域が分断される可能性があることから、水路を設置して移動経路を確保する保全措置を講ずることとしている。オオイシカグマ、ヤエヤマネコノチチ、カクチョウラン及びマツバランについては、工事によって生息地が改変することにより一部の個体が消失すると予測されることから、移植の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、集落海側回避案、トンネル短絡案及び集落回避短絡案（以下「申請案」という。）の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いが、移転対象物件数は最も少ないこと、トンネル総延長は最も長いが海岸埋め立て工事が必要ないため、施工期間が短く施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる沖縄県北部市町村会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　沖縄県名護市役所

○防衛省告示第二百十五号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十一月十五日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十九年十一月二十三日から平成三十年一月二十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、平成二十九年十一月二十三日、平成三十年一月一日及び同年一月八日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四メートルまでの四メートルまでの上

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度一九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶が等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯度は、世界測地系の数値である。